

平成16年度第4回青森県行政改革推進委員会での委員等発言要旨

と き 平成16年9月10日(金)午後1時から
ところ 青森県庁西棟8階大会議室

出席委員 12名 内田委員、加福委員、工藤委員、今委員長、佐々木委員、佐野委員、
田中委員、大黒委員、中谷委員、福士委員、程川委員、山本委員
欠席委員 3名 青木委員、木村委員、古川委員

今委員長

前回、9月1日に開催した委員会で、県側から行政改革大綱の改定一次素案が提示され、内容の説明があった。

また、これに関連し、今後の県財政の推移(試算)と、新青森県基本計画(仮称)素案の概要についても説明があり、その後、若干の意見交換を行った。

時間の関係もあり、多くの委員の方から意見をいただくことができなかったが、今日は、十分な時間をとるので、よろしく審議をお願いしたい。

本日は、行政改革大綱改定の一次素案について引き続いて審議を進めたいので、協力をお願いする。

本日の進め方は、委員の皆様から予め事務局へ御意見、御質問等を提出したものがあがるが、件数がかかなりあり、内容も多岐にわたっている。テーマ毎に整理することも考えたが、これは各委員に、改めてこの場で順番にお話いただいた方がよろしいだろうと考えたので、各委員に、書いてあるものを御説明いただき、それについて県側から回答を一通りお願いしたい。

このプロセスを一巡して、それから各委員からの再質問とか、県側の説明に対する意見、あるいはそのほかに新たな意見をいただきたい。最初に内田委員の方からお願いします。

内田委員

この会議に参画でき、県民の一人として自覚を新たにしている。

一次素案の中の青年の家及び下北少年自然の家の廃止について、私なりの所感と質問を2つほど申し述べさせていただきたい。

昨今の青少年が問題を起こす要因に関連し、文部省の調査によると、社会体験、自然体験を多く体験した子どもほど、道徳面、倫理観が育まれていると立証されている。

県内3つのそれぞれの施設は、その特徴が顕著に表れ、その機能を十分果していると思っているが、とりわけ、下北少年自然の家については、私も地元だが、海、山、川に恵まれ、キャンプ場が管理されている。

子ども同士、また親子共同の体験は、大変意義深く、自然から学ぶ

ことが大変多い。自然のままの野山で、小さい子ども達は、初め大変な驚きを見せたり、手付かずの植物や虫などに大変疑問を持ち、そしてまた解決していこうと、その不思議に対して、自らが働きかけ、意欲づけができ、共同生活を通して、小さな人間関係を知ったり、やがて育成され、公德心が生まれる。

何年も、幼稚園、保育園の子ども達を連れてお邪魔しているので、そのことの重要性が、私の中では非常に大きい。

子どもの育ちの中で、乳幼児期から人格ができるまでのとても大切な、しかも限られた時間の中で、子ども達の教育的、養育的な分野が、決して狭められることがないようにお願いしたいと思い、廃止については大変残念に思っていたところ。

昨晚の夕刊を見たら、少年自然の家の廃止について、明鏡欄にも載っており、本当にそう思っている県民の皆さんもいるんだなど。下北郡内は特に、いろんなことでそういう恩恵を受けてきたので、そう思っている人がいるんだな、ということの感じを強くした。

それから質問だが、民間への移譲ということが、大変重要な問題になっているが、その選定の方法や、移譲についての基準があるのかどうかお伺いしたい。

同じことなのだが、どういう基準をもって、移譲や廃止になるのかなということを感じる。

私もここに参画する前は、一般県民の一人として、何故だろうと思ったり、どうしてだろうと、新聞の活字等を見ながら、疑問を感じることもあったし、それを何処へ質問したら良いのかとか。そういう機会もなかったし、今回、こういう勉強の場をいただいていることを、大変喜んで御指導いただきたいと思いますと思いながら、今日、参りました。よろしく願います。

内田委員の御意見にあるように、青年の家と下北少年自然の家、梵珠少年自然の家と種差少年自然の家と3つの少年自然の家があるが、これらについては、県内における貴重な宿泊型自然体験教育施設として、委員がおっしゃる青少年の人間性や社会性の育成に寄与してきたところである。

しかし、現在、施設の利用状況については、少子化などにより、平成15年度の4施設合計の利用者数は、約7万人となっており、20年前に比べると約50%減少し、半分になっている。

一方、運営費については、施設の老朽化とともに増加し、20年前、昭和58年度は4億1千万円の運営費であったが、平成15年度は6億3千万円ということで、1.5倍に増加しているという状況になっている。

こうしたことから、今回の見直しに当たり、青少年教育施設を今後とも安全に、そしてまた、安心して利用できる自然体験活動施設とし

て、効率的かつ継続的に運営していくために、利用状況等を勘案しながら、青年の家と下北少年自然の家を廃止して、残る2つの施設に集約することとしたものである。

そして、この2つの施設が無くなった後の自然活動、体験活動の場について、残る2つの少年自然の家の利用を促進したいと考えている。

そのほか、既存の野外施設を利用した自然体験活動、あるいは施設を利用しない、自然体験活動のためのプログラム開発に取り組んでいくなど、今後とも、子ども達に十分な自然体験活動の機会が提供できるよう努めていきたいと考えている。

行政経営推進室
阿部室長

御質問のあった、民間への移譲について、選定の方法や基準があるのか、ということについて。

各種の行政サービス、それから事務事業についての民間移譲、民営化、民間委託等を積極的に推進するため、平成14年11月に「民間委託等の推進に関する基本指針」を策定している。

この指針では、民間移譲を検討すべき事務事業の選定に当たり、まず、事業事業の性質又は法令、そういったものが変化して、行政が実施主体となって行う必要性が失われた、若しくは減少してきているもの。

2つ目として、民間によって同種類のサービスが提供されていて、行政が競合して実施する必要性が薄れているもの、

3つ目として、市場原理、民間の活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの。

4つ目として、事業実施に伴う収入、受益者負担があって、経営努力により採算が見込まれるもの。

そういったものについて、積極的に民間移譲を検討すべきであろうとしている。今回の行政改革大綱一次素案においては、県有の社会福祉施設の民間移譲に当たって、こういった観点から検討を行ってきたところであるが、民間移譲を行うに当たっては、利用者へのサービス提供、現在、そこで働いている職員の処遇、そういったものに留意しながら、円滑に移行できるよう十分配慮していきたいと考えている。

加福委員

今回の県の行政改革大綱第一次素案だが、全体的には、かなり踏み込んだ内容ということで、私自身はかなり高く評価をしている。

これまでも、いろんな施策がスクラップ・アンド・ビルトというか、本来そういう形で行われてこなければならなかったことが、なかなかできずにきて、ここへきて財政問題もあり、一挙に踏み込んだ、ということだろうと思う。

そういったことから考えると、着実な今後の実行ということが、かなりこれは難しいぞ、という感じも持っている。

そこで、提案したいのは、工程表的なものが必要ではないか。

1つは、やはり県民の方々の理解を得る、あるいは判断材料としての行程表、ということ。

前回の会議でもあったが、青森県の将来像、このへんを明示する。

あるいは、自立する青森県、県民、ということで、着実にこういうことを実行していくと、こうなりますよ、というものを具体的に明示する必要があるだろうということ。

やはり着実に実行するために、各部毎とか、あるいは年度毎、各施策の工程表が必要になってくるのではないかと考えている。

次に、その結果どうなるのか、日常生活の中でどうなるのか、という不安が当然出てくるわけで、そういった意味で、数字的に行革の影響調査というものを出示していただければと思う。

当然、できない問題もあろうし、前提条件が多いということも分かるが、こういったことをやっていくと、この面ではこうなりますよ、というものが、数字的なものとして必要ではないかと考えている。

いずれにしても、賛成という立場から申し上げると、今も話題になったが、学校の問題だとか、あるいは施設の問題だとか、一部がクローズアップされて反対論が出てくる。我が地元の学校を廃止するのは反対だとか、そういう異論が明鏡欄などでも多々出てくる。

もう少し、やり方として、全体的にこうもっていきたいということをアピールし、その後、施策展開としてはこうしていく、という段階を踏んだというか、そういう県民の理解を得るための御努力が必要ではないかと思っている。

県庁の業務の民間委託ということ、これも私は大賛成である。

なかなか大企業じゃないと受けていただけないのではないかと、みたいな話も前回あったように記憶しているが、いわゆる採算がとれないような行政の仕事については、大企業は、当然経営判断として、そういった赤字が出ることはやらない。

そういった意味では、NPO法人だとか、PFI、指定管理者制度、これは勿論導入ということになると思うが、NPO法人を育成するという立場から、融資制度だとか、支援制度というものをつくって、県がやらない、今後やめる、廃止になる、そういう業務を委託していく、そういう方法を考えては如何かと思う。

それから、民間との交流。

例えば、農業関係にしても、いろんな出先を廃止されるわけだが、建物は廃止で結構だが、そこでお勤めの人を、例えば、農協の一部を間借りして配置するとか、そういったことも可能だと思うので、今、行政サービスを受けられている方々との接点をどう確保していくかということも、もう少し工夫が必要だろうと。

その中では、民間の登用。例えば、学校の問題についても、五所川

行政経営推進室
阿部室長

原東高校が不登校うんぬん、ということで反対になっているが、十和田の方には、不登校生徒を預るような民間の機関もあった。

そういった所を育成するという観点の中で、不登校生徒を受入しましょうみたいな、そういう代替案を示していくことによって、県民の理解は得ていけるのではないかと考えている。

私どもの委員会で討議できる時間がもう少しあれば、非常に嬉しい。

県議会の御意見なども当然あるかと思うので、それらの御紹介もいただければと思っている。

質問等にお答えする前に、御指摘があった、もう少し討議できる時間が欲しいということでした。

確かに、前回の委員会は、県側からの説明の時間が殆どで、委員の皆様から御意見をいただく、議論していただく、そういった時間が余り無かったということについては、深く反省し、この場をお借りして、委員の皆様にお詫び申し上げたい。

私共としては、委員の皆様方から、様々な御意見、御提言をいただき、その中身について、できるだけ今回の行政改革大綱に反映していきたいと考えている。今日は、時間的な余裕をもって会議をセットしたので、十分御議論いただきたい。

それでは、御質問、意見等について、まず1つ目、行革の行程表といったものが必要ではないかと。

我々としても、今回の改革を着実に推進していく、そのためには県民の皆様の御理解を得ることが必要であり、また、改革の実施に当たり、適切な進行管理をしていく必要があると考えている。

このため、今回の改定一次素案の4ページにも書いているが、今回の行政改革大綱の取組期間中、行政改革実施計画、そういったものを策定して取組の進行管理を行い、毎年度、行政改革の取組状況を点検するというように考えている。

そして、この行政改革実施計画において、改革の具体的な実施スケジュール、いわば工程表に当たるものだが、年度別とか、そういったことを具体的に定めることを予定しており、その内容を皆様にお示ししながら、着実に今回の改革を進めて参りたいと考えているので、ご理解いただきたい。

2つ目の御意見で、影響予測をできるだけ数字で表わす必要があるのではないかとということ。

行財政改革を推進した場合の影響予測については、例えば、今年の4月に、民間委託等の取組に関する実施計画、これは平成16年度から20年度までの計画だが、これを取りまとめている。その中では、民間委託を実施することにより、例えば、64.39人分の仕事が削減されるとか、約10億7600万円程度の経費削減が図られるとか、そういったこ

とを、実施案が固まった段階では、数字的なものを示すことが可能と考えているが、ただ、今の改定一次素案は、まだそういった意味では、実施案までは固まっていないということもあり、なかなか具体的な数字を現時点で出すのは困難である。

また、そもそも、具体的な効果予測を出すことが困難な事項も中には含まれているということもあり、行財政改革を推進した場合の影響予測について、その全てについて数字で示すことは困難ではないかと考えている。

ただ、可能なものについては、できるだけ具体的な影響とか効果等を県民の皆様にお示しすることによって、御理解を得ながら進めたいと考えている。

それから、民間委託の関係で、NPOの育成等を図るべきではないかということ。私共も全くそれと同じような考えを持っており、一次素案の19ページに、民間活力の活用の所に、そういう趣旨のことを記載している。

人事課
大塚課長

民間との人事交流について。研修派遣という形で、現行制度の中では、民間と交流する場合は、民間に研修という形で行っているが、こういう制度を使い、これまで、今も継続しているが、61名の職員が民間で研修している。それぞれ、各専門的な研修を受けた職員が、それを業務に生かしているという状況である。

民間からの交流という観点では、これも民間の方では研修という形で、特定の企業だが、お出でいただいている状況にある。

民間人の登用の関係。公務員制度の改正があって、試験研究機関に、期限を定めて、民間人を登用できるようになり、試験研究機関にこれまで10名ほど採用になっており、それぞれ専門の分野でやっている。

そのほかに、民間から、これも試験研究機関だが、所属長とか次長をやっていただいている所がある。

今年の例では、そのほかに、これも公務員制度の改正があり、3年から5年の範囲内で採用できるという規定があり、ITの専門家の方に1人お出でいただいている。それから、総合販売戦略課、ここに2名の専門の方が民間から、それから、県の観光分野にも1名お出でいただいている。

この様な状況となっており、民間の方を受け入れて、その経験、ノウハウを県に生かしていただくと、これは非常に大事なことだと思っている。現行制度の中で、いろいろ検討したい。

それから、今後また、こういう制度が充実していこうと思っている。いろいろ検討したい。

行政経営推進室

それから、先ほど、いろんな所の御意見を教えていただきたいとい

阿部室長

うことであったが、今回の改定一次素案については、今回、こういった形で行政改革推進委員会の皆様に御審議いただいているが、それと並行して、県議会、各市町村、関係団体等に対して、今回の改定一次素案の内容を御説明し、いろんな御意見も伺っているところであり、今後とも、積極的にそういう活動を続けていきたいと考えている。

改定一次素案に対する関係者の御意見については、県議会の関係で申し上げれば、まず、9月に開催される9月定例県議会での御議論を通じて示されることになると思うが、そのあたりの情報については、適宜、皆様の方にも提供していきたいと思っている。

工藤委員

まず、質問だが、職員数の適正化目標数値の中に、定年退職予定者とか、新卒者の増加分というものも加味して人数を出しているのかというのが分からなかったのので、教えていただきたい。

また、定年退職予定者を見込んでいるとすれば、その割合は、どの程度なのか。単純に、対象の人数を、大学卒業してから定年退職までの年数で割って、それを16年から20年の5年間ということで、合計すると大体その数値に近くなるが、そういう出し方なのか。

実際に、どの部署から何人減らすんだということで、細かいデータとして出てきているのか。

また、今後の県職員の採用、新卒採用について、全く書かれていないが、これについてはどういう方針でいくのか。

次に財産処分の関係で、前回、田中委員の御質問の中に、出先機関の統廃合や施設の廃止等により、建物自体をどうするのかという、主としてソフト面に関しての御質問があったが、それに対する局長の話では、解体処分して、土地は売却するという話だったので、全てをそういうことで考えているのか。

また、県の施設といっても、まだ使える施設もあり、それらを考えると、処分に何千万というお金がかかる。県の施設ですと、建物自体大きいものが多いので、その場合の地盤に入っている杭、後々、次の土地を購入した方が建物を建てる場合に制約されるために、その杭の処分をどの様に考えているのか。そのあたりまで考えて建物を有効なストックとして考えるのであれば、それを耐震改修して使う、また、建物が建っている市町村とか、民間企業などに譲渡するという方法もある。

以前、倉石村に、県の施設を譲渡して、保育所に活用していただいているという話もあるので、そういった一連のシステムを作っていたければ、県の施設といえ財産ですので、そういう活用をしていただきたいと思う。

コスト構造改革プログラムについて。

素案では、あくまでも工事コストの削減ということに重点をもたれ

人事課
大塚課長

ているような気がしてならないが、実際、工事コストよりもランニングコストの方がはるかに大きい。長い目で、建物が建ってから解体処分まで、トータルの長い期間で考えて、どういうシステムが良いのかとか、どういう構造が良いのか、そういうことを考えながら、これからの工事についてもやっていかなければならない。

将来、建てる時には安くできたが、実際、この建物は維持費がかかってしょうがないという施設、恐らく県でもあると思う。そういう長い目で見ると、コスト縮減をすれば、今、ここに書いてある設計VEというのがあるが、このVEという方式は、一番小さいコストで、完全に必要とされる機能を確実に実施できるような、そういう方法を探り当てるといふ、そういう手法なので、できればそういう手法を踏まえて、構造改革プログラムというものを作っていただきたい。

この設計VEに関しては、国土交通省とか、全国の都道府県でも半数以上が導入しているので、是非、青森県においても、そういう方向で進めていただきたい。

職員数の適正化について。

新規採用はしたいと考えている。ただ、具体的に何年に何名採用するということは、今の段階でそれをデジタル化することは、非常に困難な状況である。

何故なら、これは、毎年、退職者の状況を加味しながら採用者を決めていく。どのクラスで、例えば、専門職、農業職、土木職とか、何人辞める、この辞める方には、定年の方、定年前に辞められる方、いろいろある。そういう状況を年度、年度で精査しながら、人数を出し、最終的な人事委員会の募集案内、となる。

今の段階では、数字は出せないわけではないが、今申し上げるが、定年退職者が何人いて、それで今、削減するのは800人だと。それを更に割り返せば、それは出ますけども、今度はこの数字が一人歩きしてしまう。ですから、私共の方では敢えてしなかった、ということをお理解いただきたい。

行政改革の中の5年間の間に、定年で退職される方が932名ほどいる。800人というのは、そういう意味では、具体的に補充しないと。補充すればそのままだが、その差の部分は補充しないという形になるわけ。それは、事務事業とか、組織の統廃合の見直しとか、いろんなことをやりながら、定数の削減をやっていくと。

ただ、具体的に積み上げた数字で800が出たのかとなると、具体的に積み上げたものではない。達成可能努力目標ということで800人を掲げた。この800という数字は、根拠があるのかということ、他県の職員数の状況とか、モデル定数というのがあって、総務省、国の方から、青森県は人口何人に対して職員数は何人くらいが適当だとか。それから、

行政経営推進室
阿部室長

県の財政規模、県人口、類似している財政規模。諸々のことを勘案しながら、本県は概ねこれくらいが妥当だろう、適当だろうという目標を掲げており、我々としては達成可能な削減数だと考えている。

私からは、2点お答えしたい。

1点目の、財産処分する場合の手法について。

御指摘があったとおり、県有資産の有効活用を図っていくためには、それぞれの施設、建物も含めて、その立地条件、耐用年数、これまでの使用の具体的な状況、解体経費、そういったものを勘案して、老朽化等により解体処分すべきもの、あるいは他の用途へ転用するもの、そういったことを検討していかなければならない、ということは、我々も認識している。

県有施設、非常に数が多いので、いつ建って、いつ何処をどう改修してとかが、実は今まできちんと把握できていなかった。そういう建物毎のカルテを作る必要があるということで、現在、県有施設の管理の最適化を図るために、県有資産の総合的な利活用の推進のための新しい手法ということで、御存知だと思うが、ファシリティマネジメントを導入したいと。それによって県有施設の管理状況など、施設管理情報に係るシステム構築、データベース化等に取り組む。それで維持管理から処分まで、施設のライフサイクルの観点を含めて、県有施設の総合的な利活用にしていきたいと考えている。

また、施設のより有効な活用という観点からは、廃止を予定している施設について、他の用途への転用、市町村への無償譲渡、そういったものにより市町村において有効活用を図る方策などについても検討していくと。

先ほど、倉石村の養護学校のお話があった。確かに、倉石村の養護学校は、それを廃止して倉石村の幼稚園に転用したと。それによって、県の方は解体費用が約4千万円ほど浮いているし、倉石村の方では、新たに建設するよりは、はるかに安い改修費で幼稚園ができたというような例を我々も承知しているし、そういうことも十分検討したいと思っている。

そういったことで、今回の一次素案においても、公の施設の中で、県立自然ふれあいセンターとか、三沢市にある駐留軍従業員等健康福祉センターについては、指定管理者制度の導入と併せて、それを地元の自治体へ無償で譲渡するという事も検討したいと思っている。

もう1点、設計VEの関係。

委員から御提言があったが、今回、県で新たに策定するコスト構造改革プログラムの中では、公共工事の計画の立案から施工の完了に至る全てのプロセスをコストの観点から見直す、新たな取組を取りまとめしていきたいと思っている。

具体的には、計画、設計から管理までの各段階の最適化を図ることにより、工事コストの低減を図ることは勿論だが、ライフサイクルコストの低減も図るための設計VE方式、技術力による競争を一層推進するための入札時VE方式、そういったものを採用することを検討したいと考えている。

この部分については、一次素案の書き方に、こういうことをやるんだが、その部分が明確に表れていないということで、書き方について反省しなければならないと思っているが、主旨としてはそういうことで考えている。

設計VE手法については、民間の技術開発の著しい分野とか、特に大規模な構造物、それから、施工条件の制約が大きいとか、代替を見い出せる可能性の高い設計業務、そういったものに適するということで、今後、対象となる事例があれば、導入について積極的に検討していきたいと思っているので、御理解いただきたい。

佐野委員

指定管理制度の導入、今回のこの行革に関しては、私は基本的には賛成。ただし、導入する場合の方法として、私の意見を2つ述べたい。

その前に、まず、普及センターの統合について意見を述べたい。

普及センターは、特に統合しても一向に差し支えないと思う。例えば、町から10キロ圏内にあるのが、30キロ圏内にあるのが、交通網、また、情報網が発達した現在においては、何らそんなに支障はないと思うが、職員の定数、数ですね。

例えば、特別栽培農産物、有機栽培。減農薬、減化学肥料ということで私も認定を受け、八戸にある農林水産事務所に行った。そしたら、畜産あり、水産事務所ありと、職員の数の多さにビックリした。「攻めの農林水産業」と知事が打ち出しているのだから、それも当然かと思うが。そして普及センターの方に行ったら、小人数で、パラパラと。

私達、農家にとっては、普及センターの技術指導員が最も大事。農林水産事務所の方も、確かにパイプ役でしようけども。そしてこの認証制度、私は4、5年前から取り組んでるが、農林水産事務所の職員に、有機堆肥なり、肥料なり、こういうぼかしを作る材料なりと教えると、2年経てばまた新採用の職員が来る。そうすると、また同じことを言わなければならない。

その反面、普及センターの職員は、技術指導員ですので、生活改善の面、また、いろんな農薬、肥料、いろんな技術の指導、栽培指導等にしろ、長年蓄積して得た技術を持っている指導員なので、そのへんのバランス。統合したから、数は減らさなければならないと言われるが、確かに農家戸数が県全体では減ってきているのは現実かもしれないが、これからUターン、Iターン、そしてまた定年後、農業をする人がおそらく増えてくると思う。

そういう時に、農協が、私は農協の部会に出入りして45年農協を見ているが、弱体化しており、頼りになるはずの農協が、非常に残念ながら頼りにならない。そうすると、普及センターの職員が最も頼りになるというような状況。

統合は良いが、農林水産事務所の職員よりも、普及センターの職員。生活改善では、新採用で来ると、3年、4年かけて一緒に学んで、そして育てて大きくなってもらう。すると、例えば、三戸で育った人が津軽方面に行けば、立派な指導者となる。何で私ら、苗代と同じに新採用を育てて、よその地区に取られるのかというような不平不満を言い合いながらも、やはり頼りにしてやってきていますので、統合するのは良いが、普及センター職員は、特別な技能職みたいなものだ。私達は信頼しているし、そのへんを今後考えて欲しいということ。

そして、先ほど、加福さんからお話があったが、県の職員を民間に派遣するのは、前回、前々回でしたか、そういう制度は県にないと。この際、この行革を進める場合に、そういうものを決めてみるのも、一つの手法かなということを私の意見として申し上げたい。

次に、指定管理者制度。これも基本的に大賛成だが、平成18年4月を目途として導入すると言うが、先ほど皆さんがおっしゃっているように、NPOの法人の場合でも、ここ半年、1年で、その組織が、あの難しい、例えば男女共同参画センター、子ども家庭支援センター、福祉プラザという、多岐多様にわたっているんな業務をこなしている。

例えば、会館の部屋を借りる、貸す、その管理の部分は、すぐにも民でやっても良いと思うが、子どもに関する相談だとか、いろんなことに関する。また、特に、青森県は男女共同参画に関しては、非常に遅れている県だと思うが、自分が農業委員をしてみても、岩手県には、8年前に1人もなかったものが、今は72人、青森県は23人が24人と聞いているが、出始めは良いが、それが県全体になかなか行き渡らないという現状。

この指定管理者制度には、基本的に賛成だが、必ずしも18年の4月から、即、次から右ですよ、今度は左ですよというふうに切り換えが可能かと、私達には非常に不安がある。特に、青森県の婦人団体とか、女性団体の役員をされてきた先輩方が要望して、ようやくできたセンターが、アピオが、そういうふうに関、すぐなる。それには、NPO法人をもっとしっかりした組織にして、頼りがいのある組織にしてということなので、私の意見は、県の職員がついて、1年なり2年なり指導しながら、全面的にすぐ移行ということではなく、そういうことも考えてみる必要があるのかと。

別にここに挙げた県民福祉プラザだけではありません。全体的にみて、すぐ移せるもの、または、ある程度県職員と一緒にあって、県民がみて、安心できるような状態になったらNPOの方に全面的に移譲

農林水産政策課
鳴海
企画調整報道監

するというような考え方も持ってみることが、必要ではないかと。

18年の4月に全部移しますよというようなことでなく、流動性というか、そういうものがあってしかるべきだと。全部ではなく、必要なものに関しては、そういうことも考えてみるというのが私の意見です。

まだまだこれから審議する時間が何回あるかと思うので、そういうことも考えながらやっていただきたい。

特に、農業者ですので、普及センターの職員の減、ということではなく、指導体制はきちんと整えて。場所は八戸だろうが、三戸であろうが、十和田であろうが、三沢であろうが、その地域の農家の人達は、今、車社会ですし、情報社会ですので、そんなに不満はないと思うが、いろんなことで私の意見として述べてみた。

佐野委員の農業改良普及センターの職員について、できるだけ数を減らさないで欲しいという提案について、県の考え方を述べさせていただきます。

農業改良普及センターの職員については、県全体の、先ほど申した定員適正化目標があるということ。

そして、この農業改良普及事業というのは、佐野委員御承知のとおり、国との協同事業であり、人件費も普及事業交付金として国から相当きている。ところが、国は、この15年度から18年度にかけて、国の改良普及事業交付金を2割程度削減するといったような方向も打ち出しており、県の定員適正化計画と併せると、普及指導職員の人数については、ある程度削減するのはやむを得ないのかなとも考えている。

ただ、農業者の利便性とかを今後考えなければならないので、農林水産事務所の一般の農林水産行政、農業振興業務と連携した取組みとか、普及業務の重点化、そして、普及員そのものの資質レベルアップを図っていかねばならない。これについては、国も、今まで一般の普及員と専門技術員という2種類の普及員があったが、普及員のレベルを高めるために、普及指導員というふうに一本化することになっている。

そうした普及指導員のレベルアップとか、あるいは関係団体と連携した体制をもっとうまく組み立てて、普及事業が本来果たすべき、売れる県産品づくり、あるいは人づくり、そういったものができるような指導体制を作り上げていきたいと考えている。

行政経営推進室
阿部室長

指定管理者制度の関係。

特に、アピオの関係だが、そういうNPOが十分育ってからでも良いのではないかと。何も18年4月ということで、ちょっと性急というか、十分時間的に余裕をみてやった方がよろしいのではないかとということ。

指定管理者制度、これは法律上、もう既に委託している所であれば、18年9月には必ず移行しなければならない、どんな事情があっても。

ただ、今回の男女共同参画センターとか、子ども家庭支援センターは、今現在、県の直営なので、そういう制限はないが。

こういう新しい制度を導入するに当たっては、当然、利用者である県民の皆様、それから指定管理者制度への参入を希望している、そういうことを検討されている民間の事業者、NPO法人も含めて、そういった方々に対して、制度の主旨とか、具体的な実施内容について、事前に十分周知を図っていく必要が当然あるだろうと我々も認識している。

そのために、18年4月から導入するわけだが、事前の周知が必要だということで、約1年前になるが、来年の2月の定例県議会に、関係する条例案を提出して、指定管理者の指定の手続きとか、施設の管理基準とか、具体的な実施内容、そういったものを示していきたいと考えている。

それから、17年の4月以降、指定管理者の募集等の具体的な手続きを行っていくわけだが、募集に当たっては、時間的な余裕を持つとともに、必要な情報をきちんと周知するなど、制度の円滑な導入に努めていきたいと考えている。

なお、男女共同参画センターと子ども家庭支援センターについては、具体的な検討はこれからになるが、現在、そこで行われている業務、それを全て新しい指定管理者の方にやるということではなく、一部の業務については、引き続き県が、今後のNPOの動向も見なければならぬと思うが、一部の業務については、引き続き県が直営でやっていくということも検討したいと考えている。

佐野委員

私が今、意見を述べたのも、全面的に、全部がすぐ18年4月に変わるということへの県民の不安があると思うから。

特に、女性の構造は、男性と違って、非常に複雑怪奇、奇妙なる物体にできているので、その感情論が先に立って、県に対する批判がどんどん出てくるようになっては駄目かなということで、会館の管理だとか、運営、部屋の貸し借りの部分は即NPOでもできるかと思うが、複雑な部門については、抱き合わせをしながら、自然に移行、最終的には全部、指定管理者制度に移るとは思うが、そのへんを考慮していただければということ。

特別対策局
天童局長

指定管理者制度ということで、地方自治法が改正になってこういう制度ができた。私共、元々、いろんな公の施設について、より効果的に実施するために、こういう制度ができれば良いと思っていた。

例えば、県営浅虫水族館。あれは赤字の殿堂ということで、何年も、

県議会でもいろんな議論をいただいて、指摘をいただきながらきた。その時に、それぞれ管理のあり方ということで、こういう指定管理者制度みたいなものがあれば良いと思っていたが、それがなかなかできなく、公共的団体でなければ委託できないという制約があった。その中でも、お客様を集めるため、来ていただくためにいろんな努力、例えば、ねぶたの時期に、皆で宣伝して歩くとか、そういうことも地道にしてきた。そういう中で、こういう良い制度ができたということ。

ですから、いろんな公の施設の管理を考えていく場合に、この指定管理者制度というものを睨みながら、より効果的に進めていきたいというのが基本にある。

しかし、個々の施設毎にいろいろな状況もあるので、県の立場として、より効率的、効果的に進めるが、一つひとつのそういうものについては十分踏まえながら、検討していきたい。

田中委員

雇用問題に焦点を絞って意見を申し述べてみたい。

財政難のもと、行政全般をスリム化していかなければならないということから思い切った改革素案ができたので、事情は非常によく理解できる。

しかし、突然、県民にこういうことが出されると、驚くのは当然のこと、やはり県民に丁寧に説明するという事に心掛けていただきたい。何故こういう改革をしなければならないのかと。その精神を県民に浸透させて欲しい。それが県の姿勢でもあるので、まず、その点をお願いしたい。

ところで、行政改革というのは、青森県をより良くしていくということからくるものだと思うが、県の最大の課題は、雇用の問題ではないかと思っている。

旧3市はどうか知らないが、私はずっと木造に住んでおり、感じることは、若い人達が段々少なくなっている。要するに働く場所がないので、結局、県外に行かざるを得ないということ。反面、高齢者がどんどん増えていくと。20%、30%と増えていくという、全体として非常に活気が無くなっているという状況がある。そういう意味でも、雇用が県の最大の課題ではないかと思う。

だから、これを促進していくための改革というものが伴わなければならないのではないかと。

1回目の会議の時に資料を提示されたが、その中で、施策の重点化に向けた取組みを行うと。そして、県の重点項目として、産業、福祉、環境と3つを挙げたわけだが、私から見ると、この3つは共に、ある意味では雇用の増進を目指すものだとして解釈しても良いのではないかと。だとすれば、どの様な産業を興して、そこからどのくらいの雇用を増やしていくのかと。福祉を強化して、どのくらいの雇用

行政経営推進室
阿部室長

を増やしていくのか、環境問題にどう力を入れて、どのくらいの雇用を増やしていくのか。このへんのしっかりした計画、測定、数字化するというか、これがなければいけないと思う。

この一次素案の中には、そういうことが書かれていないのではないかと、その点が欠けているのではないかと思う。ただ、全て減らしていけば、というような観点から書かれているような感じがする。

当初、さっきも言ったように、3つのことに重点を置いて改革に取り組んでいくということが謳われている、第1回目の資料をみると。これをもう少し具体的に、この改定の素案の中に盛り込んで、そして、雇用をできるだけ具体的な形で、こういう具合に増やしていくんだということを入れて欲しい。

県民への説明については、当然、私共も全く同じ認識であり、先ほども言ったが、市町村とか関係団体等に対して説明をし、御意見を伺うと。また、今回の一次素案、10月中旬にはいろんな御意見をいただいて、改定素案という形になるわけだが、その段階では、県民の方からもいろんな御意見を伺うべく、パブリックコメントをしたいと考えている。

それから、御意見のあった雇用の関係。これについては、前回の委員会で皆様方に、県の将来像を示す、新基本計画、仮称だが、そちらを御説明させていただいた。

というのは、まさに県の将来像を示すのが、今の新基本計画(仮称)であり、それと今回の行政改革との関係が、一体どうなのかということが絡んでくる。そういったことで答えると、現在、策定作業中の新青森県基本計画、これは青森県の将来像を示し、県民とともに新たな時代を切り開いていくための指針となるものである。ふるさと青森県の再生、新生、実現を目指すために、政策、施策の目標をどうするのか、施策の内容やあり方、それから今後、県が重点的に取り組んでいく分野、施策の概要。これは、産業、雇用、福祉、環境とか、いろんな、様々な施策、そういった施策の目標などを示していくものである。

我が方で、皆さんに御議論いただいている行政改革大綱というものは、この新青森県基本計画、これを着実に推進するための行財政基盤の確立を図るためのものであると。行革大綱についてはそういう認識をしている。

この件については、雇用の関係があるので、関連して新青森県基本計画(仮称)を担当している企画課からも併せて回答させたい。

政策調整課
小林
企画調整報道監

雇用については、今回の基本計画策定に当たっても、最も重要な課題として捉えている。

前回の委員会で御説明した、新青森県基本計画の素案の中でも、い

大黒委員

きいきと働ける社会を目指すべき第一の社会像として掲げ、働く場の創出、充実をはじめ、農林水産業、観光、地域産業の振興を図るための取り組みを示している。

また素案では、今後5年間、県が重点的に考えるべきプロジェクトとして、「しごとおこし推進プロジェクト」を提案している。この中では、教育、文化、健康医療、環境などの取り組みを進めていく上で、常に雇用の視点を踏まえていくことが重要であると示している。

今後、青森県総合開発審議会からの県への答申を踏まえて、県としての雇用拡大、雇用創出を図るための取り組みを基本計画の中で、目標値を含めながら具体的に示すこととしている。

まず、殆どの県職員、90%、あるいは95%、それ以上の方が夜遅くまで仕事に励んで、日曜、祭日も返上して仕事をしていることは、十分理解している。

ただ、中には、ちょっとどうかな、と思うような人も皆無ではない。だから、一生懸命やっているけども、一生懸命やっている事を他人に示すことが得意でない人が、中にはいらっしゃるということで、一部の職員の方が誤解を受けている。

ところがその誤解が、どうも人間というのは、善意よりも悪意の方に敏感なもので、全体に響いている。そういった要素があるんだということは十分理解しているということ、まず前もってお断りしておく。何も皆さんに文句を言おうと思って言っているわけではない。

職員の適正化について積極的に進めるとあるが、早期退職制度の導入だけで良いのか、ということ、をまず疑問として持った。予定する数の申し出がなければ、ただ単に絵に描いた餅でしかない。

また、終身雇用制度を前提とした制度改革で、その中から早期退職制度を導入して、退職したよりも少ない人を雇用していく。そうすると、公務員の平均年齢は上がっていくばかり。そういうことでよろしいのか。そうすると、発想と人事の固定化を招くので、もう一歩進んだ案を提案している。

例えば、職員は終身雇用ではなく、5年から10年の間、何年でも良いが、10年以上ならば長過ぎるだろうし、5年以下なら短過ぎるだろうと思ったから、5年から10年と書いたが、期間限定雇用とする。そして、期限がきたら再度雇用するか評価を受け直す制度の検討を提案する。これにより、職員はより一層自分の能力の向上に励むでしょう、というふうに思っている。

また、そういう制度を導入することによって、途中まで民間にいたけれども、今度は官庁に勤めてみよう、県庁に勤めてみようという人を導入することもできる。あるいは、学問の世界にいた人達を引っ張り込むこともできる、ということ。

現在の早期退職制度の導入だけでは、中高年齢の既存雇用者を心配して、これらの人達を大事にするあまり、若い人達の雇用の道を閉ざすということになっているのではないか。例えば5年から10年の間、8年くらいでも結構だが、その時点になったら、若い人達と自分の能力を競ってみる。そういう制度の導入があってもよろしいのではないか。これはもちろん、一般行政だけではなく、教育、警察、全てを含めて。

それから職位についても、全体として、今の早期退職制度を導入していくと、多分、給与、公務員の級位がどうなっているのか私はよく分からないが、早期退職制度を導入していくと、多分、上の級位の人が、割合としては増えてくるんでしょうが、そうならないように。

この職場には、例えば1級の人が1人、2級の人が2人、3級の人が4人、そういうような構成が良いんだというようなこと、一つひとつ割り振っていただき、全体として、どの級位の人が、どれだけ必要なのか、その中で割り振って、今年は県庁としては何級の人が何人、何級の人が何人必要だと。

あなたは、今まで、この級で勤めていただいたが、雇用を継続するに当たって、今度はこの級位になってください。それが上がる場合もあるし、下がる場合もある。そういった制度、常に自分の能力を高めていかないと、雇用は継続しないんだという、そういう意識を、公務員、県庁の方に持っていただきたい。

勿論、逆に、能力が高ければ一気に3段階、4段階を超えた上級の級位に就くこともある。そういう制度の導入を検討していただきたい。

それから、毎年、少しずつ定昇というものが、これからは無くなっていくんだということをそろそろ理解していただきたい。この職にいる限り、この職位にいる限り、給料は何年たってもこれだけですよというのがあるのも良いと思う。

ただ、景気の動向に合わせて、その年上がったら上げる、下がったら下げると、そういうことはあっても良いと思う。

それから、22ページに理事長公募制を導入するとあるが、経営責任についてはどう決められているのか。以前、住宅供給公社でしたか、事件があった時に、「私は宛て職としてやってただけで中身はよく分かりません」と、確か新聞でコメントした人がおられた。あれは絶対許されることではない。私達、民間にいる人は、経営が成り立たなかったから、私財も含めて全てを失う。その気持ちを公務員の方、この理事長という立場の人達についても、是非、適応していただきたい。もちろん、そうなると、悪い所を引き継ぎたくないということになる。

引き継ぐ時には、公認会計士が誰か、第三者によって評価をさせて、その時よりどの程度良くなった、悪くなった、そういう評価をしていただくことも必要になると思う。

人事課
大塚課長

最後に質問。職員の退職金や年金については、財政問題の中に触れていないが、ここは別に問題無いのか。

以上、多分、お答えをいただくと、その中から、今の公務員法からはこういうことはできないんですよ、というお答えが真っ先に出てくると思う。

でも、この会議を集めた時に、最初知事が説明なさったのは、民間の発想を導入したいということであった。民間はこういう発想で、厳しい雇用の現場に立たされている。その時に、公務員の身分は法律で保証されています、青森県だけこういうことにはできません、というようなお答えがもし皆さん方の中から出たとしたら、ここにいる他の委員の方々はどうか知らないが、思い切った行政改革をやると言っていたのに、所詮それだけのことかと。逆に県民から不信を買うことになるのではないかと思う。

先ほど5年間の中の定年退職者、932人と言ったと思うが、920人の間違いだったので、訂正して、お詫びを申し上げる。

大黒委員のおっしゃっている主旨というのは、おそらく公務員は採用になって、定年退職まで身分が安定して、一生懸命やっても、それなりにポチポチやっても、同じじゃないかというふうなことにに対する御批判、御提言だろうと思う。

今の公務員制度の中では、身分保証というのは、確かに地方公務員法の中に、はっきり言って生首は切れないと、こういう身分保証がある。まずこの所は、できる、できないではなく、現行制度の話をしたい、まず最初に。

公務員というのは、均一なサービスを提供するということから、しかも、安定的な身分保証という下に均一な行政サービスを提供する。ここから公務員制度は、できたんだろうなと思う。

大黒委員からの御指摘の件については、今までは、能力がある人、一生懸命やってきた人も同じ給料、まあポチポチやってきた人もそうだ。これはいけないということで、今、国の方でも公務員制度の見直しということをやっている。

県でも、評価主義、人事評価というものを昨年度から試行的にやっており、公務員制度の中で18年4月1日実施に向けて、個々人の能力評価と業績評価を行って、その結果を給料とか人事配置に生かしていくというシステムを作っていく。

それからもう1点は、その結果に基づいて給料、先ほど、定期昇給、1年経てば1号上がるという、こういう制度も国の方では見直すということを行っている。どう見直すかということについて、まだ出ていないが、おそらく公務員制度の中では、これからは昇給も一律、とはいかないと私も思う。

行政経営推進室
阿部室長

ですから、公務員の場合は、民間に比べて後追いという形になるが、徐々に、これは今までにない大胆というか、そういう制度に移り変わっていくということを御理解いただきたい。

もちろん、ボーナスについても、今まで殆ど均一だったものが、差をつけるという形に、公務員制度がなっていくと考えている。

それから、職位。例えば、行政職でいくと1級から11級まである。おそらくこれについても、各級の級別定数というのが設定される。例えば、部長級が10人と決まれば、もう10人の中で運用されていくというような公務員制度になっていくだろうと思うが、今のところは、明確になっていません。

理事長の公募制は結構だが、きちんと、経営責任については明文化するよという、そういう御意見だったと思うが。

県では、今回、公社等の改革のために、懇話会というものを設け、そこで意見を伺いながら、公社等の理事長については、公募制というものを導入した。

また、併せて、経営評価制度も導入することを決定している。

この経営評価制度というのは、具体的に申すと、各公社等の経営状況、それから業務の執行状況について、公認会計士、税理士、大学の先生、企業の経営者とか、具体的な範囲はまだ決めていないが、そういう専門家の方々から構成する「経営評価委員会」、仮称だが、そういう委員会が、きちんと経営を点検して評価すると。そして、その結果を知事に報告して、県ではそれに基づいて、各公社に具体的な指導などを行うというもの。

これをやる場合、その公社がどういう経営状況なのか、またどういう経営努力をしてきたのかをきちんとみる。理事長の任期は今は2年になっているが、これを毎年度評価し、2年後の任期満了に当たって、その方の、理事長の任期を更新するかどうか、その参考にするということになる。

したがって、結果的には、こういう経営評価制度を導入することにより、理事長が本当に経営責任を果しているのかについても、評価がなされていくことになると考えている。

財政課
中島課長

私からは、早期退職制度を導入すると退職者が増えて、退職金総額が増えるが、財政試算に影響がないのかという御質問について。

早期退職者制度の導入分については、結論から申し上げれば、現時点では、どれだけの人数の方々に影響があるのかという試算はできないので、そこについては中期財政試算上折り込んでいない。

退職手当全体については、例えば、定年退職であれば定年になるであろう見込みは把握できているし、それで折り込んでいる。それから、

その他の定年前の退職、普通退職等については、過去の実績というものを考えて折り込んでいる。

今回の早期退職制度の導入分の影響については、どういう折り込み方が良いのか、検討していかなければならないと思っている。

人事課
大塚課長

年金の関係、共済年金の関係だが、これは、掛金、個々人の掛金と事業主負担というものがある、その部分について。

職員数800人の中の削減効果の中に、事業主給料のほかにも、年金の事業主負担分も加えた形で削減効果というものを出しているのだから、これで御理解いただきたい。

大黒委員

雇用に関して再度申し上げる。

若い人を採るためには、中高年の人にある程度遠慮してもらわざるを得ない。そういうこともある。人事が活性化しないと、意識もなかなか活性化しない。そこをよく御理解いただければと思う。

福士委員

素人からみると、専門的な用語が多くて、県の施設の現状の詳しい資料がないので、それぞれの施設が本当に必要なものかどうか分からないが、とにかく財政が苦しく、スリムにしなければならない現状はわかる。

ただ、この改革が、公の業務とは何か、県の業務とは何かを根底から問い直すものだとしているが、県の業務とは何か、という問い掛けに、積極的に答えたというよりは、県の業務でなくてよいものを消極的な判断で切り捨てたものだという印象が強い。

民間のノウハウを積極的に活用するのであれば、もっとほかに委託できる施設があるような気もするが、これが県の業務で、他に譲ることができないという、基準なり、定義をしないと、部分的な対応、偏った対応になってしまうような印象を持った。

例えば、素案の文章の中に、県民に直結したサービスは、県民に身近で、地域の実情等をもっともよく把握している出先機関に権限を委譲するとあるが、一方で、住民に身近な事務はできるだけ住民に身近な市町村が主体的に完結して行うことが望ましい、とある。

地域の実情をよく知っている組織が、そのサービスを受け持つのが適切なのであれば、県の出先機関でなくても、市町村に預ければ良いのではないかと思う。このへんが、明解に整理されていないような気がした。これが一つ。

次に二つ目。

施設には、人もついているわけで、統廃合や民間移譲するとなれば、例えば、県青年の家など、熟練した指導者がいらっしやる。こういうスキルを持った人達の活用はどう考えてるのか。

また、退職者を補充しないということで、年齢層のバランスなどはどうなるのか。若い活力ある人材は組織の管理上必要ではないか。これを5年間といえども、かなりの人員を削減するわけだから、職員の再配置や研修など、かなり職員に負担がかかってくると思う。

聞くところでは、職員のメンタルな病気が大変多いようだが、これらの対策を十分に行わないと、県行政自体がスリムになることは良いが、病的なスリムであれば問題があると思う。病気で活力がなく、行き先に夢がないような仕事、目標が貧弱だと、職員自体にも夢がなくなる、やる気がなくなるのではないか。

また、県職員に合格するという目的で入った後は、目標がなく、やる気がない職員が多いと聞いているが、新規採用に当たっては、そのへんの人事管理を工夫して欲しいと思う。

3番目、研究機関や大学を独立法人化するとある。

独立法人になれば、基本的に試験機関が自力で研究費を稼いで運営していくことになると思うが、試験機関であれば、収入源は寄附やスポンサーをつけることくらいしかないと思うので、やはり県が運営金を補助することになり、財政的にあまり変わらないのではないか。

独立法人のような組織でないと、研究の高度化や活性化はできないものなのか、教えていただきたい。

まず1つ目、県が担うべき公の業務というのは、一体何なのかということ。一言で県の仕事とは一体何なんだということを御説明するのは、非常に難しいことだろうと思う。

これまで県は、様々な施策を実施する中で、多種多様な機能を担ってきた、多くの役割を果たしてきたとは思っている。ただ、最近、非常に社会環境が変わってきている、社会経済環境が大きく変化してきている。それから、そもそもサービスを受けられる県民の方も、県行政、市町村行政に対して、意識が大分変わってきているのではないかと思っている。

県が担うべき役割、業務というのも、そういったものに応じて、これから見直していく必要があるのではないかと考えている。

まず、民間との関係から申し上げれば、最近、いろんな所でボランティアの団体とか、従来も、民法上の公益法人とかいろいろあったわけだが、近年はボランティア団体とか、NPO法人、そういった民間組織が地域における公共的サービスの新たな担い手という形で、期待されている。

また、民間企業においても、従来行政が提供していたサービス、それと類似のサービスを提供しているといった例も多くみられるようになってきた。

そこで、法令などの定めで、どうしても行政機関が直接実施すべき

と、そう定められているもの。それから、公平性とか公正の確保とか、個人情報保護とか、そういった行政でなければ事業の実施が困難なもの、民間に任せるのはちょっと公平の問題から問題があるとか。そういったものを除いて、誰が最も効率的で効果的な事業主体にふさわしいのか。

つまり、このサービスをやるのには、どうしても行政なのか、それともボランティアとかNPOに任せたらいいのか、民間に任せたらいいのか、何処がやったら一番効果的、効率的なのかと、そういう観点。

それから、県がやらなければならないサービスとか、そういう事業であっても、だからといって県が必ず自らやらなければならないのかどうか。そこは一部分民間の力を借りても良いのではないかと、そういう観点。

それから、具体的な実施を民間に委ねることによって、民間の方が持っている知識とかノウハウ等を活用して、サービスの質の向上が図れるとか、コストの削減が図れるとか。

そういう観点から県と民間との役割分担を見直ししていく必要があるのではないかと。そういう考え方で、今回、個々の事業等についても、事務事業の見直しはこれから作業するわけだが、そういう観点に立って、県と民間との役割分担というものを考えていきたい。

それからもう一つ、市町村の関係。確かに、この中では住民に身近な行政サービスはできるだけ住民に身近な市町村が主体的に実施することが望ましいと書いているわけで、実際、そういう観点に立っているわけだが、特に最近変わってきているのは、市町村合併の状況とか、地方分権の進展、そういったものを踏まえつつ、県がこれまでやってきた仕事というものを市町村に権限移譲するに当たって、考えていかなければならないだろうと思っている。

特に、これからのことだと思うが、市町村合併が進展してくると、それなりに市町村というものの規模の拡大とか、それから市町村の行財政基盤が充実してくる、強化されるということが考えられる。そういうことを踏まえれば、今後は、従来県が持っていた連絡調整機能とか、補完機能といったものを少しずつ縮小して、できればもっと全県的な視野に立って、広域的な機能というものにこれからは重点を置いていく必要があるのかな、とも考えている。

それから、独立行政法人化のメリット、効果は何なのかということ。

地方独立行政法人制度では、県が中期目標というものを定める。3年から5年で、ここの独立行政法人には、こういうことをやってもらいたい。そういう目標を定める。その目標のもと、法人自らが、中期計画を策定して、その計画策定に向けて、独立してどういった組織にしたらいいのか、そういう目標を達成するにはどういう組織にしたらいいのか、どういう人員配置にしたらいいのか、何処にどういうお

金をどの位投資したら良いのか。そういったものを自主的に重点配分することができる。そして弾力的な運用ができることになる。

また、例えば試験研究機関であれば、こういった研究については、別な所に非常に優秀な研究者があり、是非その方を連れてきて、ここで研究をやりたいといった時に、その方の待遇、例えば、年俸を幾らにするとか。そういったものも弾力的に対応することが可能になるということで、事業の目標達成に向けて、より、今よりも自律的かつ弾力的な業務運営が行える。

また適切な事後評価がされ見直されていくことにより、業務の効率性とか、サービス水準の向上を図ることが期待されるのではないかと考えている。

試験研究機関の独法化については、20年度の導入に向けて、そういったことを十分頭に入れながら、これから検討していきたい。

人事課
大塚課長

退職の補充で、新採用者のバランスが崩れるのではないかということだが、そうならないように早期退職制度とか、そういうことを図りながら新採用者の枠を確保していきたいと考えている。

それから、組織の廃止で、スキルを持った人が何処に行くんだ、というようなお話があったが、それは、一般的な話をする、県の職員は総合行政をやっている、本人の希望を聞きながら、再配置をするということになると思う。

それから、メンタルなことでの職員がいるんじゃないかとのお話。これについては、一時的なものなのか、相当深いものなのかということがあり、一時的なものであれば、職員に負担にならないようなセクションに一時おいて、それからそこでまた頑張って、そこである程度であればまた、というふうないろんなことを、職員といろいろ対話をしながら、再配置に努めていきたいと考えている。

福土委員

これは提案だが、資料を読んでいて、8ページの職員給与の適正化の部分で、給与や諸手当の適正化、見直しとあるが、私は公募でここに参加しているが、確かに、目を通す書類が多く、しかも専門用語が沢山大変だが、県の財政の大変さがよく分かる。

これまでの反省に立って、県民が心一つにして、自立していくために、いろいろ見直していこうとするわけだから、少しでも切り詰めることであれば、まず私達の委員会の手当から返上したらいかがか。

今委員長

これは、ほかの委員の方の御意見も聞かなければならないが、それは後回しにしてよろしいですか。

一巡しまして、各委員の方で、改めてもう一度質問したいところがある、あるいは、県の説明に対して反論したい点があるとか、いろい

るあるかと思えます。どなたでも。

(休憩後、再開)

今委員長

県の方から説明を受けましたが、それについての御意見等もあるかと思う。また、先ほど、発言されなかった方もいらっしゃるのでは、改めて今度は一般的に御意見、御質問等を伺いたいと思う。

山本委員

事前に意見、質問を出さなかったが、一通り聞いておりました、私も非常に懸念していることで、以前にもお話申し上げているが、この中で、やはり県の職員に対する、いわゆる認識の仕方について。

今、日本全体そうなんでしょうけども、公務員イコール悪というような風潮があり、これは県の職員の名誉を保つという意味で、私はそうは思っていない。

特に青森県の職員の皆さんも非常に厳しい試験を勝ち抜いて、そして一生懸命仕事をしている。基本的には、公的な仕事をしているとはいっても、これはどこの公的機関でも、今、仕事の内容を見ると、労働基準法もちょっと違反するような、そういう、まさに民営化的な仕事をしていると私は認識しているので、そういう立場で、是非自信を持って、県の職員の皆さんは頑張ってくださいということ冒頭に申し上げ、そういう意味で何点か考えていることについて意見を申し上げたい。

まず1つは、公的というか、官の仕事とつか、公共的サービスの役割と民間の経営の手法、これはどこがどう違うのかということ。

これは釈迦に説法だと思うが、ある意味でいうと、民間経営の手法というのは、利益を追求するのが、私は第一義的ではないかと思っている。そのためには、合理性、効率性、これが最優先される経営システムであると。

そうした時に、採算に合わない施設だとか、ある意味では地方などについても、切り捨てられるという、そういう経営手法が民間の方針ではないかと思う。

それに対して、公的サービスという立場に立てば、本来、事業が、ペイしないということを含めつつ、しかし、国民あるいは県民、さらには住民の、そういう要求のもとにやらなければならない事業。これは採算が合わないからやらないということではなく、そういう必要があつて、公的に営業していると。公社などを含めても、あるのではないかと。

問題は、財政が厳しくなった時に、あたかも公から民に移行すれば、魔法をかけたように事業形態が進展をするという、そういう考え方は、私はおかしいと思う。民であれ公であれ、本来であれば、従来から、

例えば事業の収支の問題については、これは透明性を図ることが当然であると思うし、あるいは組織の状況の不具合、あるいは改革をしなければならぬようなことについては、その時点で見直しをすることは、当然、官であれ民であれ、これは必要だと思う。

それから、成果主義などについても、これは民間経営導入以前の問題として、本来であれば、公共的な経営であっても、そのことはきちんと内部的な改革をしてこなければならなかったのではないかと。そのことが、一部の、例えば公的な事業主体において、そうでなかったということが、県の財政の中にも影響しているということが言えるのではないか。

そういう観点から申し上げると、素案では、指定管理者制度の導入等も言われているし、いわゆる民間事業者のノウハウを活用して、効率的な運営を図るということ。もちろん、私はそれを否定する立場ではない。しかし、果たして効率性、合理性だけを考えた、いわゆるコスト感覚だけを優先して対応して良いものなかどうかについて、少し疑問を感じる。

青森県の最大の課題というのは、財政改革と本日、田中委員もふれているが、一方で雇用と経済活性化が青森県の最大の課題ではなからうかと思っている。そういう点で、この財政改革、行革大綱の総論的な部分については、私は全く反対という立場ではないし、やむを得ないのかなと考えている。

ただ、一つひとつの事項について、具体的に申し上げれば、例えば、農業改良普及センターの役割だとか、あるいは県立海洋学院の廃止だとか、というようなことを考えた時に、県の重点政策の一つでもある「攻めの農林水産業」との整合性がどうなのかということ。農業の部分について、あるいは海洋学院のことについても、いわゆる次世代の農業者あるいは漁業者を育てる、人材を育てる機関だと、私は考える。そのことからすると、ただ単に利用者が少ない、あるいは、簡単に言うと利用者が少ない、というような部分で、果たして良いのかどうかは、一考を要することではないかと思う。

それから、今、厚生労働省を中心に、これから来年の4月にかけて、青森県としても、計画の作業を進めなければならないことに、次世代育成支援対策推進法というのがある。このことからすると、冒頭、内田委員からも御指摘があるように、青年の問題、あるいは少年、子どもの教育の問題、このことを考えた時に、これもまた施設が老朽化している、あるいは参加数が少ない、利用数が少ないということで、例えば、青年の家、少年自然の家について、一律に廃止で良いのかどうかを考えると、別な次世代育成支援の方の、例えば審議会とか協議会では、こういうのも必要ではないかということが、出てこないとも限らないような案件だと思う。

したがって、行政改革を考えている担当部署だけではなく、そのへんの総合的な部署との連携、調整が必要ではないかと思う。

それから、公社の関係では、すこやか福祉事業団の関係についても、独立民営化をするという素案だが、これは、そういう事業からして、独立民営化、最終的にはやむを得ないのではないかと考えるが、ただ、その事業が成り立っていけるような条件整備が必要ではないか。そういう配慮がなされれば、独立民営化についても、私はやむを得ないと思う。

現状からすると、すこやか福祉事業団の場合は、設立時の基本財産しかない、私は聞いている。これは本当なのかどうか、後でお答えいただきたい。

それで、予算も単年度予算ということになっており、そのことが、もし仮に独立民営化された場合に、自立のためのそういう財源、予算を含めた事業が、立ち行けるのかどうか懸念されるので、そのことを担保できるような対策、配慮が必要だと思う。

それから、すこやか福祉事業団に関係するが、八甲学園についても、いわゆる福祉事業団の関係で民営化をするということだが、これも県内では、民間で八甲学園のような施設はないということを知っているし、もしそうなった場合に、入所者の待遇というか、今までのような状況が、仮に独立民営化された場合に担保できるのかどうか。それと、職員の処遇の問題を含めて、労働条件がどうなるのかというのが、非常に私共としては懸念している。

そういうことから考えると、公正、公平な労働に関する配慮をきちんとした上で対応をお願いしたい。

最後に質問を2点。

1つは22ページにある、経営評価制度の導入。全く私はこのことについては、異論がない。むしろ、早い段階でこういう経営を検証する評価制度を是非導入していただきたい。

現時点で、どのような制度のイメージを考えておられるのか。

2つ目は、財政の確立を考えた場合に、歳出削減というものが、これは当然中心になると思うが、そうした時に、今、県が政策的に考えている大きなプロジェクトがある。これはまだはっきりしていないが、ITERの誘致の問題。これも一説によると、例えば、青森県の六ヶ所に誘致が決定された場合に、サイトの建設費だとか、そのことを一つとってみても700億から800億かかるということが言われている。そういう膨大な財政支出が、果して、今の財政状況の中でできるのかどうか。

また、そのことは、今の我々が審議をしている財政の問題から切り離して考えているのかどうか。これを2点目として伺いたい。

まず冒頭、県職員についての認識をお話になられた。県職員、非常に厳しい試験を通して、一生懸命頑張っている、自信を持ってやって欲しいというお話であった。私もそういう具合に思う。思うが、併せて、先ほど大黒委員から御指摘があった点がある。

県職員は、非常に優秀だと言われているが、私は県庁に入った時には、言ってみれば、自分の人生というものを描きながら、県民のために、世のため人のためということで、皆、入ってきているんだと思う、いろんな意欲に燃えて。それぞれを見れば非常に優秀だと思う。

しかしながら、自分の役所の人生も振り返りながら、反省も込めながら振り返って見た場合どうなのかと考えると、そういう力を持っている人が、それを100持っている人が、常に100を発揮するのは難しいだろうが、90とか95とか、あるいは合格点をもらう時には、常時85点とか、いろいろあると思うが、そういう形で発揮しているのかどうかということからすれば、必ずしもそうでもないところがあるのではないかと。力を持っている人は、多くに出すべきではないかということが言えるのではないかと思う。

同じように、実力のある人が県職員になる、あるいは民間に入っている。例えば、東京などで同じような人がいるわけです。そういう意味での力の発揮の仕方を考えれば、東京の方でとか、あるいは民間の方で活躍している人が、よりそこを發揮しているのではないかとと言われる場合もあるのではないかとこのことを考えようじゃないかと。

いろいろとずっと考えているわけだが、私、公の立場といいますか、個人的という言い方が成り立つのかどうか分からないが、公務員として入って、そして最後まで、それなりにやってさえすれば、定年まで迎えられるということ、そういう制度が、この先ずっと続いて良いのかどうかについては、私個人としては疑問に思う。

この委員会が第1回目開かれた時に、大黒委員が、今回、おっしゃったようなことを言われて、私はその時にお答え申し上げたが、感想ということで、自分と同じようなことを考える人がいるんだなど。

ただ、この問題は、地方公務員法というものがあるわけだから、これらについては現行の制度上はできない、対応等はできない。できないが、世の中はそういうのが維持されたとしても、より成果というものをあげるべく努力していかなければ駄目な時代になっていくだろうと思う。要するに、少数精鋭で頑張っていかなければ駄目な要素が、どんどん強まっていくだろうと。

ですから、反省も込めながら申し上げると、県庁職員全体に向けて言いたいわけだが、皆でより一層頑張りましょうと。自分の能力あるところを更に上げる。それから、100持っているのであれば、100は出すように頑張りましょうと。それが県民のためだ、ということをお願いしたい。

それから、2番目の公共的サービスの役割ということ。

公共的サービスと考えれば、採算に合わないものを、これをやらなければ駄目だというものはある。ただ、その場合であっても、やはりそのやり方というか、そこに効果的、より効果的、より効率的にやっていく必要があるのではないかという思いもある。

例えば、先ほど申し上げたが、県営浅虫水族館、あれは本当に赤字続きで20年近くも常に赤字で、議会で叩かれてという歴史があった。そのために、いろんなことをやっている。入館料を引き下げたというのは効果的というものもある。それから、お客さんと呼ぶために、いろんなことを考えましょうということで、浅虫水族館の中で、例えばコンサートをやるとか、それから年間パスポート、これについては議会の常任委員会で指摘されて、導入しているのが鹿児島であり、これを即実施するとか。それから、ねぶたの期間でも、こまめにPRして歩くとか。そういうことで、汗をかくということをやることによってお客さんが30万人以上、ここ数年黒字続きという形であるから、やはり、やり方とかではないかと思う。

公務員というのは、あまり恥かしいというか、津軽弁で言うと、「めぐさい」ことはやらないんですが、この際は、めぐさくてもいいから、要するにビジネス、商売だという形でやるということが、そういう度合いを強めていく必要があるだろうと考えさせられる。

それから、公から民に移行すれば、事業展開が抜本的に変わるというようなこと。例えば、私共、改定一次素案の中でも、成果主義、成果重視型を強めましょう、あるいはコスト意識を考えましょう、スピード感を持ちましょう、という具合に申し上げているが、これもやり方だと思う。

私は成果というものを何故こういう形で言うのかというと、御案内のように、先ほど、山本委員から、地域経済の活性化、雇用の関係が非常に最重要課題だという具合に御指摘を得ている。

例えば、今、アスパムにジョブカフェというのがある。ジョブカフェというのは、所管からいけば厚生労働省と経済産業省と2つある。厚生労働省の方は、全国47都道府県で1つあるんですが、経済産業省の方は、去年の予算をセットする段階では、全国10か所程度と言われていた。お金が、50億円くらいの凄い総額がある。それを何とか採択されたいというのがあった。その時に、こうした制度は、大都市圏だと言われていた。そこについて私共は、そうではなくて、大都市圏のことも確かに必要なんだけど、雇用情勢が最悪な所にこそ、そういう形で採択して下さいということで、これが結果的に全国で15か所になった。幸いにその1つに入ったというのがある。

これを採択されるためにはどうかというと、これは通常のやり方では駄目。その時々で、いろんなお願いをするのはするんだけど、そ

のへんの進捗状況はどうか、何を次どうすれば採択されるのかを県庁全体で、各部局の垣根を取り払って、そこで攻めていくと。

そういうふうなことで、やり方があると思う。そういうものを強めていく必要があるという思いも込めて、改定一次素案の中には、コスト意識とスピード感を持って、成果重視型の行政を展開する、強力に展開する。これが目指すべき青森県の行政の姿ですよと謳ってある。

それから「攻めの農林水産業」の関係ということで、農業改良普及の関係であるとか、海洋学院。私共も、出来ることであれば、いろんな思いというか、経緯も歴史もあるものだから、そのへんについては手をかけたくないというのが、正直な気持ちである。

ただしかし、考えてみれば、20世紀はいろんなことをやれた、いろんなことをやってきた。だが、今このままで、組織もそのまま、職員数もそのまま、いろんなやり方、事業の展開もそのまま、となった時に、お金は固定化されてしまう。

そうすると、企画政策部で別途策定作業を進めている「新青森県基本計画」、言ってみれば県の将来像、前向きの。その中でいろんな事業展開を図るため、例えば、地域経済の活性化だとか、雇用だとかをやるための、いろんな新たな事業とかプロジェクト、これはやれないんですよね。やれないどころか沈没してしまうというような状況なので、そういうことからすれば、20世紀から21世紀にかけての今までの対応を見直してみる、やり方を変える、考え方も変える、ということでしたら、我々が立ち向かうべき相手方というか、壁が非常に大きいので、いろんな、ありとあらゆることを積み上げていかなければ駄目だと。

積み上げた結果としてもまだ半分しかいっていないというようなこともあり、そういう中で、その一つとして農業改良普及センターの関係であるとか、海洋学院の関係もある。要は、従来と同じような形の対応はできないが、やり方を工夫してやろうじゃないか、ということが言えるのではないかと、ということと呼びかけたい気持ちもある。

それから、次世代育成支援法のお話があった。下北少年自然の家。これについても、私共、非常に思いがあると言うか、私の、個人的になるが、私の息子も娘も小学校の時に、下北少年自然の家に行って、いろんなことを学んで、その時に作った、あそこに行くと工作してくるんですよね。それが非常に人生の中で思い出になっていることもありますし、ということで、これは非常に効果的だということは十分承知している。だから、できることであればそこについては手をかけたくないという気持ちはあるが、先ほど申し上げたことを考えていけば、いろんなことをこの際考えていかなければ駄目だと。ただしかし、今の場合は青年の家、それから少年自然の家が3か所あるが、この4か所を全体的に2か所に集約した上で、ただし、ソフト的な対応とい

うものをきちんとやっていきましょう、という意味でのことも考えていくと、そのへんでお答えにしたいと思う。

それから、すこやか福祉事業団の独立民営化の関係。

要するに事業が成り立たなくては駄目なわけであるし、職員の方の処遇ということもある。そのへんについては十分配慮していかなければ駄目だと思う。

それから、財政の確立の関係で、ITERのこと。

私共の認識としては、ITERについては、あれは建設期間が10年、運営期間が20年ということで30年、その後の運営を止めた後のことで5年、都合35年くらいの、そういう意味での長期的な期間ということであります。

この場合の負担を考えた場合に、用地については無償で提供すると。その用地については、確か記憶では、79億から84、85億の幅があるが、これもできるだけ、例えば分割してものを考えるということにすれば、これは期間があるわけです。

それから、送電線については、これも100億程度のお金がかかるということだが、これが出てくるのは、いろんな建設、鉄塔とかを整備するのに、そういうものの設計から確定すると、これも数年後になるとなっている。

そういうことを考えていけば、私共の今の行革で考えていること、これは16年度から20年度という5年間でございますので、そういう期間との絡みからいった場合、そういうことも考えていかなければ駄目なのではないかということでございます。

行政経営推進室
阿部室長

すこやか福祉事業団の関係で、今後自立するための財産などに配慮していくべきではないかというお話。それから、基本財産の関係とかの御質問があったと思いますが。

基本財産については、確か1,500万だと認識しているが、もちろん今回、経営の独立民営化に当たっては、現在、県の資産である建物については、事業団の方に無償譲渡したいと。したがってそれは、無償譲渡後はすこやか事業団の財産になるので、それを基本財産化するということも考えている。土地については無償で貸し付けたい。

それから、当然、今後、独立民営化をするに当たり、職員の処遇なども考えて、円滑な独立民営化が図られるよう、今後十分検討していきたいと思っている。

22ページ、経営評価制度の導入、現時点での制度のイメージということ。それは先ほども説明したと思うが、専門家の委員、まだ何名になるか分からないが、公認会計士とか税理士とか企業の経営者、その事業をよく知っている人とか、そういった方々、専門家の方を任命して、県の公社等といわれているのは28ある。28のうち、県職員を派遣

佐々木委員

している11の公社については、毎年度、経営の状況をチェックすると。

それから残りの18公社については、2年に1回程度、そういう形でやると。そしてその結果は、知事に報告していただき、それをもとに公社の理事長等の再任に当たって、それを参考にしたいということは今考えている。

大変素晴らしい丁寧な御意見、御説明もあったので、大変よく分かった。特に本庁、あるいは出先における硬直化した財政とか人事のことについては、弾力的に運営するという、そのことは一番期待している。是非とも、5年後、皆さんが、また、ここで元気な顔で話していただければあり難いと思うが。

私の今までの経験だと、スタートは非常に皆さん元気がいいのだが、3年くらい経つと段々元気が無くなってきて、数年後にはいなくなってしまおうということで、廊下で会うと、ちょっと昔そんなことをやっていたんじゃないかと言っても、「うーん」ということでいなくなりますから。そういうことがないように。

そして数年後、平成16年からの行革のチームがよかったから、だからこそ今この住み易い青森というものがあるんだと、これからの青森県を担う方々が感謝してくれるという、歴史に残る行革をしていただければあり難いと思っている。

要望だが、今まで私も、山本さんもそうだが、やはり過去の行革の功罪というものがあると思うので、恐らく皆さんそういうことをチェックしていると思うが、もう少しそのことがあっても良いのかなと。

上手くいったこともあったかも知れませんが、上手くいかなかったことも。ずっと僕らが見ていると、前の方々の話だと、今頃こんなことになっていないはず、ということもあるので。ある自動車メーカーの偉い方が、もう亡くなったが、成功の大きさは、反省の深さによるかもしれない、ということをおっしゃっているので、やはり反省というか、今までの歴史をきちんと見て、そしてこれからの将来に繋ぐこと、教訓があるのではないかと思うし、この前のお答えの中にも、何度か前に聞き飽きたような陳腐な台詞が出てくるということがあったので、耳にタコができたかなということがある。是非とも新しい理念でやっていただきたい。

もう一つは、ここの行革ばかりではないが、県庁の、ここ数年も各部の機構改革、その他やっているが、その都度、外の組織からみていると捨てられる事業が一杯あるということ。

そういうことがあるので、是非とも、そういう捨てられることがないように、中止にするのであれば中止にすることを明確に、外でいろいろと御協力申し上げている組織に説明していただければあり難い。

それから、私共はいろいろ関係しているような状況でも、改善とか改革という委員会は何度かやっている。そして、新しく来られた責任者に聞くと、改革する委員会とかで言うと、その方々がおっしゃるのは、「前にもそんなことがあったんですか、私は聞いていません。」これが現実の姿だと思うので、そういうことがないように、是非ともお願いしたい。

あともう一つは、各委員からも出たけども、県民への丁寧な説明、そういうことがあってしかるべきだと思うので、昨今少し、私達も各組織にすらも説明がされないで、一気に走っていることが多々あるのではないかと思うので。言わんや、地域住民が今のいろんな御意見が出ているが、施設が無くなるとか、学校が無くなる時には、十分な説明をされるように。

そして先ほど加福委員からも出たが、工程表ということだけでなくも良いが、少なくとも戦術、戦略的なものについては、ある程度のことはこの先で出していただければあり難いと思うし、そのことについて時間を追ったチェックということはしてくれるということで安心しているので、よろしくお願いしたい。

是非とも、この行革が大成功に終わって、住み易い、そして将来に残るチームであったというふうに評価を受けることを願っている。

特別対策局
天童局長

ただ今、御指摘賜ったことを踏まえて、一生懸命やっていきたいと思う。新しい理念とおっしゃった。言ってみれば、自主自立の青森県づくりを着実に推進すると、これが眼目中の眼目だと思う。着実に進めていくための行財政基盤の確立を図るということが、まさに今のこの行財政改革だという具合に思っている。

そういう視点に立ちながら、この際、いろいろなことについて整理をしながら対処して参りたいと考えている。

それから、毎年度の実施計画、戦略的なことというお話であったが、行政改革の実施計画については、きちんとセットした上で進めていきたい。

大黒委員

先ほど、山本委員がおっしゃったが、コスト意識というのは、別に採算性が問題ではない。要は、県民が求める行政サービスであるかが問題である。それをちゃんとやっていけば問題ない。

ただ、10年前、20年前とは県民の求める行政サービスが変わっている。昔やってきたものを同じだけそれを維持しながら、新しいサービスを積み重ねていったら当然コストがかかる。だからコストをかける所を変えましょうという発想をもっと大胆に生かしていただきたい。

それから、職員の年齢についても、高齢であることが問題ではない。高齢であって、経験が深いはずなのに、あるいは給料も沢山もらっ

ているのに、若い人と同じ能力であることが問題である。当然、それなりの経験を積み、それなりの給料を貰っている人は、それなりの仕事をあげていただければ良いことで、そういう意味で、活性化をしていただきたい。

同じ能力であれば、若い人の方が良い。そういう意識を皆さんで持っていただきたいと願います。その点では、天童局長と考え方が同じだということを知りましたので、これからも頑張ってください、とエールを送らせていただく。

それから、さっきの退職金について、財政的な不安はないか、という質問に対して、早期退職者についての退職金という観点で返事をいただいたが、そうではなく、これから多分、職員の雇用年齢が上がっていく。上がっていくと、退職後の生活年数が短くなる。ちょっと微妙な言い方だが、それなのに、今と同じ退職金を差し上げることはないでしょう。そのへんのところは減らして、例えば、平均年齢80歳として、60歳が65歳だとしたら、20年間退職年数があるのに15年で済む。それに見合うような退職金で良いのではないかと。そういう観点から、雇用年齢、退職年齢を上げた時には、それに見合う退職金を減額しても良いのではないかと。そういう予算を、あるいは制度を作ったらよろしいのではないかとということを上上げたかった。今すぐに返答が欲しいとは申しませんが、そのへんのところを考慮していただければと思う。

特別対策局
天童局長

今の行政の展開を考えた場合に、例えば、先ほど山本委員が触れた社会福祉施設の関係。例えば、安生園とか、これは養護老人ホームだが、これは昔、今から30年前と考えると、民間といいますか、県以外でなかなかやりきれないという部分もあって、それで安生園とか、八甲学園とか、なつどまり。だが、その後いろんな形で福祉というものが進展し、民間でもどんどん社会福祉法人もでき、施設も。まさに青森県というのは、そういう意味での施設が非常に多い、日本でも有数に多い。そういう状況変化、時代変化があると考えていった時に、それじゃこの際は、そういう独立民営化ということ、民間移譲ということもあるだろうなという、そういう社会変化が背景にあるのではないかと気がしている。

加福委員

大黒委員がおっしゃった、県民の求める行政サービスということで、ちょっと関連して申し上げたい。

県民の求めるであって、決して施設利用者の求めではないと思う。それはさっき出た農業改良普及センターだとか、海洋学院だとか、下北少年自然の家だとか、それらというものは、あった方が良くに決まっているわけだし、利用されている方は無ければ困ることにな

るわけなので、そういう意味では、県民の求める行政サービスというのが一番大事だろうということで、確かにそうだなと。

それから、行政改革をこれまで進めてきて、なかなか進まないという中で、いわゆるその評価を測る物差しというか、スケールというか、それがはっきりしていないのではないかと。

したがって、そのコストだとか、いろんな所にプレテしまって、それが本当に必要なのか、人も必要なのか、施設も必要なのかといった場合に、測る物差しがはっきりしていないんだと思う。

そういう意味では、さっきから出ている経営評価制度というものをもう少し幅広くお使いになった方が良いのかと思う。

最後に、県庁の職員の方々の、また人的資源うんぬんで素晴らしい人材ということになると、天童局長に叱られるのかも分からないが、やはり、一方で人員を削られるということは結構だと思うが、さっき申し上げたOBの方々の活用を是非考えていただきたい。それだけ何十年も同じ仕事をされた方が大勢いるわけだから、そういう方々を活用できないのかと。いわゆる、再雇用制度みたいな形で。その方々を行政サービスを受けられる所に直接派遣をするようなことができないのか。それは、農業に関してもそうだし、教育の問題だとか、いろんな方面で活用できると思うのだが。そういうことも、民間では再雇用とか、そういうこともやっているのだから、御検討いただければと思う。

特別対策局
天童局長

行財政改革を進めていく上での、言ってみれば指標というようなお話があった。従前の行財政改革については、背景には厳しい財政事情があるということで、それに対して、毎年度行財政改革を進めていかなければ駄目だということでずっときた。その結果どうかとなると、それなりに成果は上がっているが、ということで各委員の御指摘がある。

今回のことを考えると、これは青森県始まって以来で、最初でおそらく最後だろうと思うが、言ってみれば、厳しい財政状況どころではなく、巨額の財源不足があるわけなので、私共は、これにチャレンジするという、これに対して、きちんと対処しきって、青森県再生実現を図るというのが、一つの大きな指標だという具合に思うので、それを実現するために全力を尽していきたい。

佐々木委員

追加で、先ほど、福士委員から出たメンタルヘルスのことについて、ちょっとお間違えではないかと思うので、人事課の方が答えることが適当ではなかったのかと思うが。

私も労働省関係の出先で、産業保健推進センターというものができたので、そこの所長をさせてもらって、各事業所の方々、保健師さん、看護師さん達が一番苦労しているのはこのメンタルヘルス。これは県

庁も同じだと思うが。

メンタルヘルスのことでチェックされ、そしてある程度、短期的なものであればよそで休んでもらう、そして、ある程度深いものであれば、これは病院について、いろんなことの将来も考えて対応する。これはこれで良いが、今このメンタルヘルスが問題になっていることは、自殺なんです。ある日突然、今まで全く徴候が無いと思った人が、突然命を絶つ。このことが今、メンタルヘルスの中で一番問題。

ですから、申し訳ないが、先ほど人事課の方がお答えになったが、これはちょっと、その方が答えることは適当ではなかったんだと思うが、もう少し県の方もそのへんのことには認識を改めていただいて。御存知のとおり青森県は自殺が全国第2位から4位という、そういうことで、私も社会保険病院その他で秋田県に長くいて、秋田県がずっとトップで、そういうこともある。

ですので、このへんについての認識は、やはりある程度専門の方々聞いた上でお答えいただいた方が、これがもしも活字に残ったりすると、メンタルヘルスをやっている方ががっかりしますので、是非よろしく願いしたい。

田中委員

簡単に2つ。市町村合併、なかなか上手くいっていないのが現状。

これから弱い所、強い所が出てくると思う。ですから、全て市町村に、全てでない、かなりの部分を譲っていく、権限を譲っていくということも、これは市町村も赤字ということになっているので、慎重にやらなければならないのではないかとということが1つ。

もう1つは、行政効率化ということから、広域行政というものを考えているのか、北東北県とか。そのへん、2つを簡単にお願いしたい。

行政経営推進室
阿部室長

まず市町村合併、なかなか進んでいないのではないかとということ。

勿論、市町村合併については、今後の推移を十分踏まえつつやるが、ただ、基本的な流れは、やはりこれからは市町村を広域的にして、市町村の行財政基盤を固めて、そこがいろんな、住民に身近な行政をきちんとやれる体制を作っていくのが、これからの流れではあると思う。

ただ具体的に県内の市町村合併については、その合併の状況を十分踏まえて、権限移譲については考えていきたいと思っている。

道州制とか、これについては、今、国の方で考えておりますし、そちらの方の動向を踏まえてやりたいということ。今、具体的に県の方で道州制がどうこうということでは考えてはいない。行革大綱の中ではそこを踏まえたものではない。

事務権限の移譲に伴っては、17ページに書いてあるが、事務権限の移譲に当たっては、円滑な移譲ができるよう、財源措置や人的支援などに配慮しますということをしきりと謳っているのですが、これにそって

今委員長

進めていきたい。

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

おおよそ、議論も尽くしたように思うが、前回と今回、2回にわたって、この県の一次素案についていろいろ質問して、それから御意見もいただいた。

総論として、という言葉を使うと、厳しい財政情勢というもの、それから社会的な意味での行政ニーズに対する変化というもの、こういうものを考えると、この素案というものは、総論としては、総体としてと言いますか、了解できるのではないかと。やむを得ないという方もいるでしょうし、いや、積極的にやれという方もあったように思いますが、全体としては了承できると思った。

ただ、その中で、幾つか注文もあった。行政サービスが縮小するわけだから、その受け皿というか、民間の所、あるいは市町村の方に受け皿を考えると、その対応、プロセスをきちんと考えて欲しいという要望もあった。

様々、もっと新しいアイデア、工夫、工夫の仕方に関しても、何人かの委員の方から提案があった。そういうアイデアは十分考慮していただければと思う。

スケジュールについてもあった。これは大変大事なことだと思う。ここに出たのは、あくまでも素案であり、こういう考え方であるというのと、施設に関しては、今の段階ではここまで出すことはできませんという意味だと思う。

これ以降、またいろいろ変わってくるかもしれない、ということなので、毎年度の計画というものは大変大事だと思うので、それを見て点検する。最後に佐々木委員からも言われましたが、従来の行革でも、最初は良かったけども後が尻切れトンボになったようなところがあるということですから、やはり評価、点検というものと一体にやっていくことだろうと思う。

そういうこともあったが、全体としては了解ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

今委員長

はい、ありがとうございました。

いろいろ、委員の皆さんからいただいた意見については、この改定の素案、次が改定の素案ということになります。今のが一次案ですから、次の改定の素案の中に取り込めるものについては取り込んでいきたいと考えるが、それについては、委員長に任せいただければあり難いのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

今委員長

はい、それでは分かりました。
それでは、本日の会議はこれまでにします。

特別対策局
天童局長

長時間にわたる御審議、お疲れ様でございました。
前回、今回ということで、その前から、各委員の皆様から、大変様々な、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。
私共の説明、必ずしも十分ではなかったと思っておりますが、それでも、従前よりはできるだけ分かり易くということで、今日はそういうことを少しは心掛けてさせていただきたいと思っております。
今後、この一次素案については、皆様からいただいた御意見を踏まえ、9月定例県議会、その次、12月定例県議会とあるわけですが、あるいは市町村、関係団体等をはじめ、広く県民の皆様へ情報提供いたしまして、御意見等を伺った上で、先ほど委員長からお話がありましたように、大綱の改定素案として取りまとめていきたいと思っております。
それから、大綱の改定素案については、また改めてこの委員会で御説明させていただくということで考えておりますので、この先とも何卒よろしくお願い申し上げたいと思っております。
本日は、本当にありがとうございました。

行政経営推進室
平沢総括副参事

次回の委員会については、10月に開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。